失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第２８５号
住所奈良県生駒市壱分町628-79
申立人松本喜三郎
本籍奈良県奈良市富雄北３丁目２番
最後の住所奈良県奈良市富雄北３丁目２番５号
不在者松本　和寛
昭和28年１月10日生
届出期間満了日　令和８年10月20日
奈良家庭裁判所

失 踪 宣 告

令和８年（家）第１０３０号
本籍高知県高知市桜井町２丁目488番地
最後の住所東京都杉並区井荻３丁目52番地
不在者　長澤　　宏
昭和８年８月４日生
令和８年７月31日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和７年（家）第３６０号
本籍静岡県静岡市駿河区丸子１丁目62番地５
最後の住所静岡県静岡市駿河区丸子１丁目４番１－９号
不在者　阪本　　寛
昭和24年６月13日生
令和８年８月４日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所裁判所書記官

令和８年（家）第１００１０号
本籍静岡県牧之原市相良178番地
最後の住所静岡県榛原郡相良町相良178番地
不在者　神谷　昇
昭和９年５月20日生
令和８年８月４日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所島田出張所
裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和８年（へ）第２号
福岡県小郡市美鈴の杜三丁目１番地２　403号室
申立人　中村　平八
福岡県小郡市美鈴の杜三丁目１番地２　403号室
申立人　中村　豊子
権利の届出の終期　令和８年８月５日
令和８年８月７日　　唐津簡易裁判所
（別紙）　目　録
１土地　唐津市京町1777番
宅地　102.28平方メートル
２登記年月日番号　佐賀地方法務局唐津支局昭和５年10月23日受付第3847号
３登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　昭和５年10月23日契約
借賃　１月25円
支払期　毎月末日
存続期間　10年
特約　３月以上家賃払込を延滞したる時は何時にもて解約することを得
賃借権者　唐津市大字唐津1693番地４
堀田　　清

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１２７号
山口市小郡新町２丁目19番３号ハイツリヴレ301号
債務者　株式会社オレン志
代表者代表取締役　井原久美子
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横山　詩土
４　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午後１時15分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４０７８号
大阪府守口市大日町４丁目34番13号
債務者　株式会社大日産業
代表者代表取締役　谷本　英人
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀内　　聡
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月22日午後１時50分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１５４号
千葉市若葉区小倉町882―２
債務者　株式会社Ｗ．Ｏｎｅ　Ｈｅａｒｔ
代表者代表取締役　小松　利治
１　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　豊田　秀吉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午前11時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５２８号
神戸市中央区御幸通四丁目２番27号
債務者　株式会社栄津
代表者代表取締役　西野　征子
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松原　由尚
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午前10時10分
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５４０号
神戸市中央区元町通四丁目１番18号
債務者　株式会社ペットライフジャパン
代表者代表取締役　土居　秀子
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松岡　英和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午前10時30分
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２９号
和歌山県紀の川市粉河2849番地
債務者　十禅院
代表者代表役員代務者　殿本　日聖
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山西　陽裕
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午後１時35分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２３７号
和歌山県岩出市吉田382―14
債務者　アシュア株式会社
代表者代表取締役　橋本　修平
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北　　祐輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午後１時40分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第７６号
広島県三原市宮浦６丁目２番１号
債務者　医療法人社団明清会
代表者清算人　山田　　徹
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松島　功治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午前10時
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第１２９９号
千葉県船橋市豊富町1480番地50
債務者　株式会社幸有建設
代表者代表取締役　井野　雅雄
１　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梨本　　勝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午前10時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８５０号
広島県廿日市市木材港南７番40号
債務者　株式会社備九運輸
代表者代表取締役　大澤　　純
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今田健太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午後１時30分
広島地方裁判所民事第４部